

**希望を尊重し、子育て・介護できる
配転と単身赴任・遠距離通勤解消を！**

全国税は4月1日、国税庁長官に対し「公正で明朗な人事の確立を求める要求書」を提出しました。

子育て、介護中の職員の
配転に配慮を

子育て支援と高齢者対策は政府方針です。長官は「政府の一員」と言うのなら、最重要課題として取り組むべきです。

昨年の定期異動では、札幌局での配転で、札幌から異動になった共働きの職員が退職を余儀なくされた事例を機関紙でも紹介しました。国税庁として各局に子育て中の職員に最大限配慮するよう、指示をすることを求めます。

單身赴任・遠距離通勤は
職員の負担増

单身赴任は、二重の牛

国税庁は「頻繁に転勤する職員用として、必要な戸数は確保している」と言いますが、宿舎廃止の影響は深刻です。

また、地方局では宿舎そのものが足りません。

転勤しても宿舎がない

公務の要請で転勤させておいて宿舎がないのでは無責任です。宿舎確保が出来ないなら民間からの支借り入れや住居手当の支給額増額をすべきです。

保育園に入園できない

育児休業明けの職員からは、「保育園に入れた

「特にゼロ歳から3歳まで預かってくれる保育園を探すことが大変」との声を聞きます。「待機児童」は社会問題にもなっており「公務の職場で保育所を作れば空いた人員に民間で働く女性たちの子どもが入園できる」「これになることも考えるべきです」。

貸下げ特例法は終わったが

50歳代後半職員の給与は戻らない

現給保障は、3月31日
で廃止になりました。

現給保障は、2006年4月1日に現行の俸給表が導入された際、同日の旨の給与法の規定に基づき、実施されてきたものです。

2006年4月1日の時点で、上席の最終号俸となる5級85号俸の俸給（本俸）は、43万7千円でした。

切替前の俸給月額との差額に相当する額を支給する旨の給与法の規定に基づき、実施されてきたものです。

2006年4月1日の時点で、上席の最終号俸となる5級85号俸の俸給月額（本俸）は、43万7千円でした。

4月以降の給与 (号俵5級85号俵、地域手当6%の上席)			
	特例法終了による額	現給保障廃止による額	差 額